

登別市市制施行50周年 記念事業の基本的な考え方

登別市

1. 基本理念

登別市は、2020年8月1日に市制を施行して50周年を迎えます。

この節目の年を、市民の皆様とお祝いするとともに、これまで先達が築いてきた歴史を振り返り、まちの魅力や資源を再認識し、市民・市・企業・団体等全ての関係者が主役となり協働しながら、未来に向けて当市の発展を図る飛躍の年とするため、市制施行50周年記念事業を展開するものとします。

2. 基本方針

基本理念を踏まえ、次の視点に基づいて記念事業を実施します。

(1) 市の歴史・文化を築き上げた先達の努力に感謝する【過去】

これまで発展を続けてきた過去を振り返り、市独自の歴史や文化を築いてきた先達のたゆまぬ努力に感謝する。

これまでの歩みを振り返り、豊かな自然や歴史、伝統を守り作り上げてきた先達の功績に感謝し、「ふるさと登別」への愛着と誇りを深めるとともに、その魅力を広く市内外に情報発信する。

(2) 市の魅力の再認識、再発見する【現在】

暮らしの中にある登別市の魅力を明らかにすることにより、市民があらためて市の良さ・すばらしさを再認識・再発見し、市への郷土愛の形成を目指す。

また、行政による事業をはじめ、各団体での取組について見直しを図るほか、50周年の冠を付すことにより多くの人々が記念事業へ参画することへと繋がり、事業の活性化を促す。

市民・各種団体・企業・学校・行政等が一体となって記念事業を実施することを通じ、市民活動や産業活動を活性化する。

(3) 次代の担い手を育成し、未来に向け歩みを進める【未来】

市民・各種団体・企業・学校・行政等さまざまな人が記念事業などに関わり、多くの人々が市内で行われている多種多様な活動を知り、交流の場を活用することでその輪を広げることにより、次代を担うまちづくりの担い手が数多く生まれるような取組を促進する。

また、50周年を契機とし、新たに市の魅力を高め、未来につながる事業を創造する。

まちの姿を見つめ直し、当市の未来への第一歩につながる新たな取組に着手することにより、次のまちづくりに向けた人材を発掘するとともに、新しいまちづくりに向けてさらに飛躍を目指す。

3. 事業期間

当市は、昭和45年（1970年）8月1日に市制を施行したため、市制施行50周年は2020年8月1日となります。市制施行50周年記念事業は、記念日を祝うだけでなく、市制施行50周年を迎える2020年度を事業期間とし、様々な事業を展開するとともに、その前年度にあたる2019年度をプレ事業期間と位置付け、50周年を軸としたまちづくりに向けた機運の醸成を図るなど各種記念事業を展開します。

- 記念事業準備期間：平成30年度（2018年度）
【平成30年4月1日～平成31年3月31日】
- プレ記念事業期間：2019年度
【2019年4月1日～2020年3月31日】
- 記念式典：2020年8月1日
- 記念事業期間：2020年度
【2020年4月1日～2021年3月31日】

4. 事業構成

記念事業の基本構成は、以下の事業で構成します。

（1）記念式典

記念式典は、2020年8月1日（土）に実施することとし、市主催と市民実行委員会主催の2部構成によるものとします。第1部は市主催として、厳かに、かつ感動を与えるような式典を目指し、市政へ貢献された方々へ顕彰や祝賀イベント等の実施を検討します。

第2部は市民実行委員会主催として、市民側のシンボル事業として実施します。市制施行50周年の大きな節目を祝う行事として挙行し、未来に向け希望にあふれるイベント等の実施を検討します。

（2）記念事業

記念事業は、次の3種類で構成します。

- ① 市主催事業：市が主催となり実施する事業
- ② 市民実行委員会主催事業：市民が主催となり実施する事業
- ③ 連携事業：市や市民実行委員会、各種団体等様々な主体が連携して実施する事業

（3）広報・PR

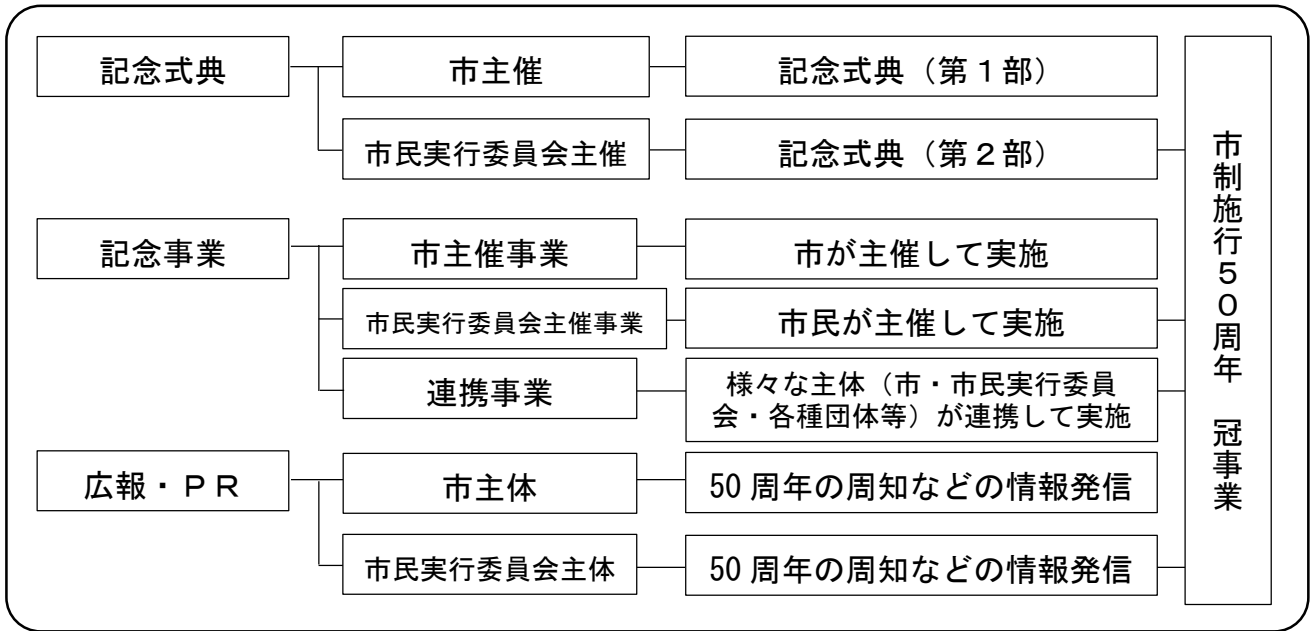
市は、50周年を記念したロゴマークやキャッチフレーズ等の募集・活用をはじめ、ポスター・チラシ等の印刷物による周知、ウェブやSNSなどの各種媒体を使った積極的な情報の発信などを行います。

市民実行委員会においても、ロゴマークやキャッチフレーズ等の活用をはじめ、ウェブやSNSなどの各種媒体を使い、情報発信などを行います。

市民も市も連携して広報及びPRし、市制施行50周年の周知と事業参加への機運を高め、シティセールスに繋がる事業を実施します。

なお、記念事業は多くの方が市制施行50周年を記念する事業を知ってもらい、参画していただけるよう全ての事業に50周年の冠を付すこととします。

市制施行50周年記念事業の構成



5. 事業実施の考え方

記念事業の実施については、行政側の庁内推進委員会と市民側の市民実行委員会が連携を図り、市民と行政による協働のまちづくりを基本に様々な事業を実施します。

(1) 庁内推進委員会

記念事業に取り組むため、庁内組織を設置します。主な役割として、「基本的な考え方」の策定をはじめ、市が実施する事業の企画や市民実行委員会との総合調整、記念事業への市民参加等の協力体制づくり等を担います。

(2) 市民実行委員会

記念事業を市民協働で実施するため、市内各種団体の代表者等で構成する市民実行委員会を設置し、「市民活動の活性化」、「産業活動の活性化」、「まちづくり人材の発掘」の3つのきっかけへと繋がる記念事業を実施します。

